

計画作成年度	令和7年度
計画主体	利尻町

利尻町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 利尻町産業課水産港政係
所在地 利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1
電話番号 0163-84-2345
FAX番号 0163-84-3553
メールアドレス suisan@town.rishiri.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①トド ②ウミネコ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道利尻町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
①トド	漁具 (タコいさり・刺し網等)	53件 72万円
	水産物 (タコ・ホッケ・カニ)	2,412万円
②ウミネコ	水産物 (コンブ・ウニ)	不明

(2) 被害の傾向

<p>①トドによる被害傾向</p> <p>例年1月から6月にかけて町内沿岸や近隣漁場に現れ、町内漁業者のタコいさり、ホッケ・カニ等の刺し網、ホッケ巻き網に被害を与えている。 全体の頭数は不明であるが、毎回10～20頭の群れで現れ、漁場等においてハンター以外の漁船が近づいても逃げない。 刺し網等の漁具や水産物に甚大な被害を与えている。</p>
<p>②ウミネコによる被害傾向</p> <p>市街地近郊の原野において営巣をはじめとした繁殖行動をしており、その数は年々増加傾向にある。そのためコンブ漁業では干し場へ飛散する糞による品質低下被害、ウニ漁では海岸でのウニ捕食による資源減少等、町内漁業者に与える生産被害及び経済的負担が深刻となっている。 その他、近隣の一般道や観光地では糞による悪臭や死骸の飛散等による衛生面や健康面での被害、住宅屋根・車両での錆被害の増加、また景観面においても悪影響を与えている。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
トド：被害金額	2,569万円	2,400万円
トド：被害件数	53件	50件
ウミネコ：被害金額	不明	—
ウミネコ：被害件数	不明	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
【トド】 捕獲等に関する取り組み	北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕承認を得て、漁船を借上、地元ハンターを雇用乗船させ、銃で駆除している。	トドは国際的に保護が必要な動物とされ、北海道連合海区漁業調整委員会指示により採捕が規制されており、採捕に制限がある。
【トド】 防護柵の設置等に関する取り組み	トドの上陸場となっている沖合の岩等がないため、防護柵等の対策は取っていない。	陸にある岩場には、まれに上陸することがあり、追い払いしている。
【ウミネコ】 捕獲等に関する取り組み	平成13年にウミネコ等被害対策検討委員会を設置し、生息調査等の実施、調査に基づく対策の検討を進めたが現在は後退し、養殖コンブ漁業者による飛来防止ネットの設置など、漁業者個人が被害防止対策を行っている。	ウミネコは鳥獣保護管理法で保護の対象となっており、原則、捕獲等が禁止されている。保護共存を進める団体等の理解を得ることが困難である。
【トド・ウミネコ】 生息環境管理その他の取り組み	毎年1回外部から講師を呼んで動物駆逐用煙火消費保安手帳講習会を開催している。	

(5) 今後の取組方針

【トド】 準絶滅危惧種であることに留意し、漁業に与える被害を防ぐために最小限の駆除を行う。
【ウミネコ】 保護鳥獣であることに留意し、生態系への影響を最小限とするため営巣妨害を優先しながら、漁業や生活環境被害の状況を踏まえ営巣防除や卵採取等の対策を適宜行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【トドの捕獲体制】

<p>①採捕・駆除権限 北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を、「利尻漁業協同組合」名義で取得する。</p> <p>②用船・ハンター 漁業協同組合が事業実施主体で漁船を用船し、ハンターがライフル銃で駆除しているほか、必要に応じて利尻町が事業主体となり漁業協同組合に委託し駆除を行う。</p> <p>③経費 漁業協同組合が駆除に係る出動手当、用船料、弾薬料等、被害防止対策の必要経費を支弁している。また、町が実施主体の場合は漁業協同組合に委託費を支弁する。</p>
<p>【ウミネコの被害防止体制】</p> <p>①権限・管理 営巣防止の取組と併せ、鳥獣捕獲許可を取得し生息数管理のための営巣防除を目的とした産卵初期の卵採取を実施する。</p> <p>②調査研究・モニタリング ウミネコの生息実態に関する調査研究及び専門家等からの意見聴取を実施する。</p> <p>③対策の効果検証 上記対策を実施し、生息数や繁殖地域の増減、被害額の増減等の把握に努め、被害防止体制を確立させる。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	①トド	ハンター保険・乗組員保険の加入費用の助成、 漁業者ハンターの育成強化
	②ウミネコ	営巣防除の実施 花火による追い払い 調査研究・モニタリングの実施 鳥獣捕獲許可の取得
8年度	①トド	ハンター保険・乗組員保険の加入費用の助成、 漁業者ハンターの育成強化
	②ウミネコ	営巣防除の実施 花火による追い払い 調査研究・モニタリング 鳥獣捕獲許可の取得
9年度	①トド	ハンター保険・乗組員保険の加入費用の助成、 漁業者ハンターの育成強化

	②ウミネコ	営巣防除の実施 花火による追い払い 調査研究・モニタリングの実施 鳥獣捕獲許可の取得 対策の効果検証の実施
--	-------	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
トドは、推定来遊頭数及び過去の採捕・駆除頭数に基づき、北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた計画頭数としている。			
ウミネコは、保護鳥獣であり原則として捕獲等は出来ないこととなっているが、鳥獣捕獲許可を取得し、営巣防除を目的とした産卵初期の卵の採取数を専門家等の意見聴取を実施しながら決定することとする。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
①トド（頭）	10	10	10
②ウミネコ（個）	—	—	—

捕獲等の取組内容
トドは、銃により1月～6月、11月～12月の間駆除する。 ウミネコは、徒手による産卵初期の卵の採取をその都度実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
トドの生息環境には船で個体に接近する必要があるため、警戒されない最大限の距離を置く必要があるため、遠くから狙撃可能なライフル銃を活用することによって、より効果的な採捕・捕獲等の活動が可能となる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組み

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	①トド	漁船による水域監視活動 (水産多面的機能発揮対策事業)
	②ウミネコ	漁業者による飛来防止活動
8年度	①トド	漁船による水域監視活動 (水産多面的機能発揮対策事業)
	②ウミネコ	漁業者による飛来防止活動
9年度	①トド	漁船による水域監視活動 (水産多面的機能発揮対策事業)
	②ウミネコ	漁業者による飛来防止活動

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

①トドに関する関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
利尻町産業課	住民の通報を受理、関係機関へ報告
利尻漁業協同組合	利尻町産業課から報告を受け、現場対応にあたる。
北海道警察沓形駐在所 仙法志駐在所	利尻町産業課から報告を受け、各地域を管轄する駐在所が現場監督にあたる。

②ウミネコに関する関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
利尻町建設課 利尻町町民課 利尻町産業課	住民の通報を受け、現場対応にあたる。

(2) 緊急時の連絡体制

①トドに関する緊急時の連絡体制

- ・住民より通報→窓口：利尻町産業課
- ・利尻町産業課より、下記関係機関に報告。
利尻漁業協同組合、北海道警察沓形駐在所・仙法志駐在所

②ウミネコに関する緊急時の連絡体制

- ・住民より通報→窓口：利尻町建設課又は利尻町産業課
- ・利尻町建設課⇔利尻町産業課で情報の共有を図る。
また、状況に応じ下記関係機関に報告する。
利尻町町民課、利尻漁業協同組合、北海道警察沓形駐在所及び仙法志駐在所

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

トドについては、廃棄物処理法、海洋汚染防止法及び鳥獣保護法の規定と趣旨に基づき、駆除した個体は適切に処分する。

ウミネコの卵については、廃棄物処理法及び鳥獣保護法の規定と趣旨に基づき、適切に処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等した鳥獣も利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の実施体制

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

① トドに関する事項

協議会の名称	利尻町トド等被害防止対策協議会
構成機関等の名称	役割
利尻町産業課	協議会事務局、道補助事業及び町単独事業による漁協への委託、駆除以外の被害防止対策
利尻漁業協同組合	トド駆除事業の実施、漁業被害報告、漁業者ハンターの育成、駆除以外の被害防止対策

② ウミネコに関する事項

協議会の名称	協議会や検討会の設置を検討
構成機関等の名称	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宗谷総合振興局水産課	トド・オットセイ等による被害報告、来遊状況等の取りまとめ
宗谷総合振興局環境生活課	ウミネコの生態調査等の情報提供 鳥獣捕獲許可に関する事項

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>【トドに関する事項】 利尻漁業協同組合は、所管区域に隣町の利尻富士町も持っているため、トドの駆除・追い払いにあたっては、同町と緊密に連携することとする。</p> <p>【ウミネコに関する事項】 ウミネコの被害は漁業被害や生活環境被害など多岐に亘ることから、各関係機関と緊密に連携することとする。</p>
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--